

## 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設と都市計画について

## 1 都市計画に定める事項について

本件資源物中間処理施設（以下「本施設」という。）は、都市計画法に規定する都市施設のひとつです。本施設について都市計画に定める事項は、種類、名称、位置、区域及び面積の5項目です。

都市計画に定める事項	
1 種類	ごみ処理場
2 名称	第2号小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設
3 位置	東大和市桜が丘二丁目地内
4 区域	計画図（原案）のとおり
5 面積	約0.4ha

## 2 都市計画の整合性について

## (1) 都市施設の必要性

3市（小平市、武蔵村山市及び東大和市）と小平・村山・大和衛生組合（以下「衛生組合」という。）は、廃棄物（資源物を含む。以下同じ。）の処理にあたって、環境への負荷を軽減するために、可能な限りの再生利用を図ることにより、ごみの減量化を推進する循環型社会の形成を目指しています。

その施策として、ソフト面では、循環型社会の形成の柱となる再生利用を促進するために、3市の資源化基準の統一を進めるとともに、3市共同の処理により、効率的にごみの減量化と再生利用に取り組むこととしています。

また、ハード面では、本施設は、3市の廃棄物の再生利用を安定的、継続的に行う中間処理施設として、循環型社会の形成に重要な役割を担うものです。

更に、本施設の整備により、衛生組合は、平成33年度までの耐用年数となっている老朽化した焼却施設をコンパクトに更新することができるため、現行の限られた敷地において、ごみ焼却施設の一部を稼働させながら、新ごみ焼却施設へ更新することが可能になります。その上で、隣接する小平市の市有地では、衛生組合の老朽化した粗大ごみ処理施設の更新が行われます。このように、本施設は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の更新の前提となる施設であり、3市の市民の将来にわたる安定的な廃棄物処理に欠かせません。

以上のとおり、ソフト及びハードの両面から、本施設は3市全体の廃棄物処理の枠組みに必要な都市施設であります。

## (2) 上位計画との整合

## ① 東大和市第2次基本構想・東大和市第4次基本計画

東大和市第2次基本構想では、まちづくりの基本施策として「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」を掲げており、「ごみの減量やリサイクル化などを推進し、環境にやさしい資源循環型社会を構築していきます」としてしています。

また、東大和市第4次基本計画では、「ごみゼロプランによるごみの減量とリサイクルの推進に努めます」としています。

② 一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）

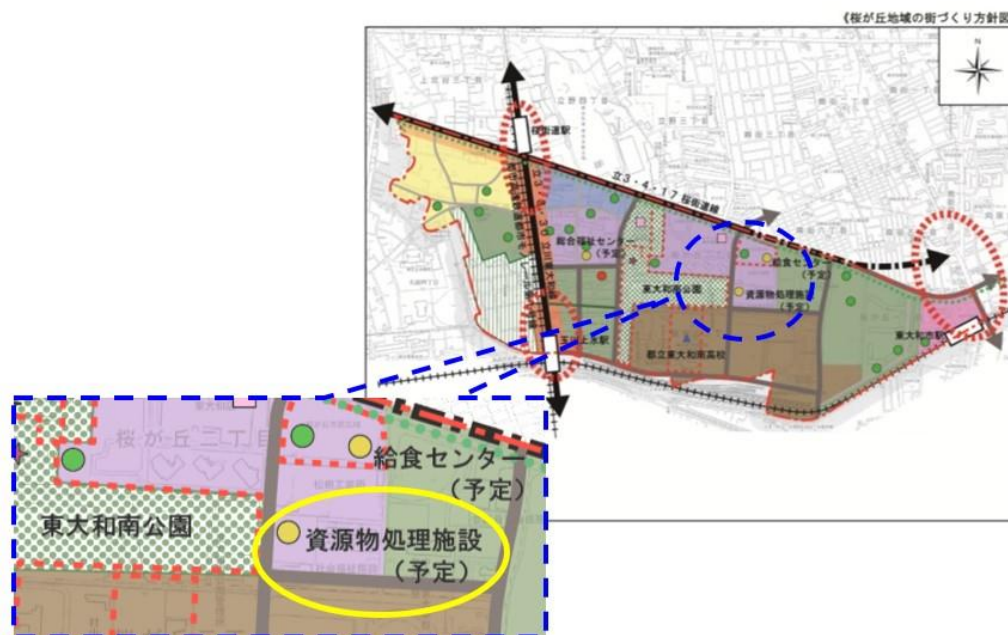
東大和市一般廃棄物処理基本計画では、3市共同資源化事業基本構想に基づき、循環型社会の形成に向けた取組みを推進していくこと及び建設予定地に本件施設の整備を進めていく、としています。

③ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・都市マスタープラン

東京都が策定した「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、リサイクル施設について「一般廃棄物の適正処理及び再資源化を促進し、施設を効率的・安定的に運営していくため、広域的な視点で適正に配置する」としています。

また、東大和市都市マスタープランでは、本施設を桜が丘地域の街づくり方針として「給食センターの建設や3市共同資源物処理施設の建設計画があり、周辺環境への配慮を図ります。」とするとともに、街づくり方針図にその位置を示しています。その上で、平成36年の目標年次までの間に都市計画の変更等が考えられる計画として、本施設が示されています。

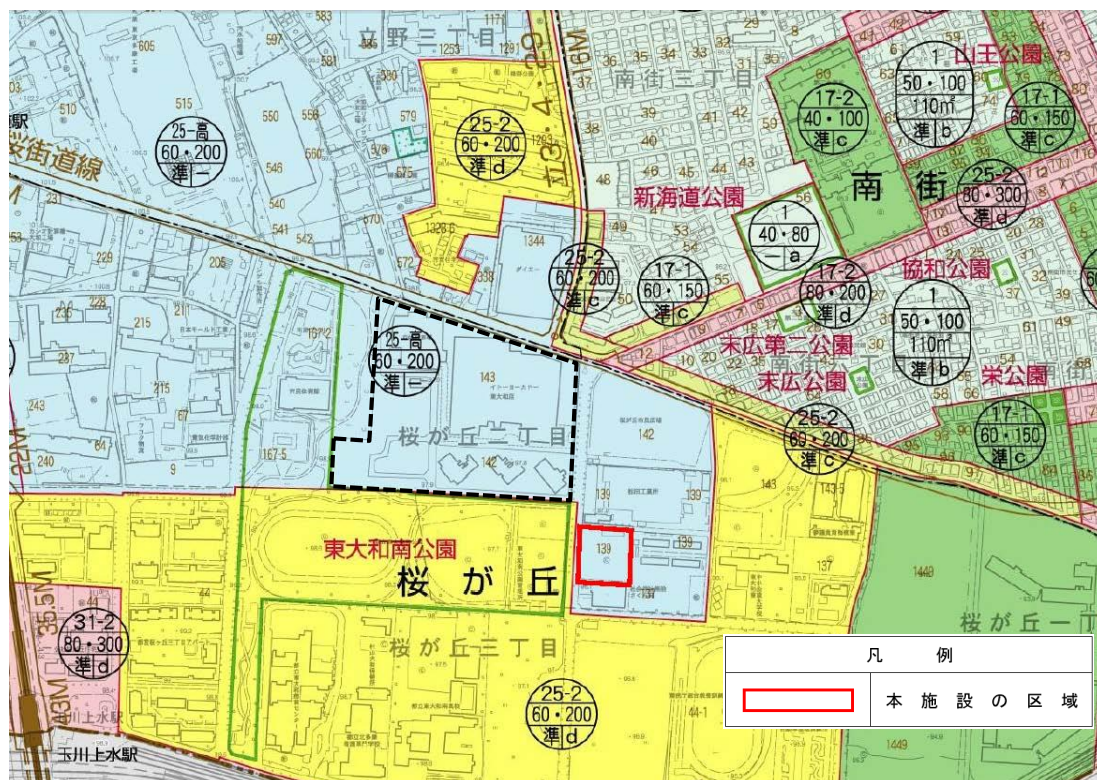
○ 都市マスタープラン／街づくり方針図



(3) 具体の都市計画との整合

① 地域地区、都市施設の決定状況について

本施設の区域（下図の赤枠で囲まれた箇所）の用途地域等は、下記のとおりです。なお、都市計画道路・都市計画公園等の都市施設との重複はありません。



本施設の区域の用途地域等

用途地域	工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度地区	25m高度地区
防火地域及び 準防火地域	準防火地域
日影規制なし	

用途地域種別等			
第一種低層 住居専用地域		近隣商業地域	
第一種中高層 住居専用地域		工業地域	
第二種中高層 住居専用地域		桜が丘二丁目地区 地区計画区域	
第一種住居地域			

② 都市計画の観点から留意すべき項目とその適合性について

ア 配置

本施設は、3市の中間的な位置にあり、また、ごみ焼却施設に近接していることから、資源物や残さの輸送の効率性が確保できる配置となっています。

## イ 区 域

本施設は、搬入から搬出に至る全ての作業を建屋内で行うためのスペース、環境対策に必要な機器設置のためのスペース、搬入車両の公道待機を防止するためのスペース、東京都条例の基準を満たす緑化のためのスペース等を確保するために必要な規模を有する区域となっています。

## ウ 位 置

本施設は、工業地域に位置しており、本施設の用途に適合しています。

また、搬出入のための道路として、幅員12～16m（歩道2.5～4.5m含む）に整備された市道に面して位置しています。

なお、近隣には共同住宅や特別養護老人ホームが立地していますが、衛生組合が実施した生活環境影響調査では「計画施設の稼動が周辺に及ぼす影響は軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目標を達成できるものとして評価する」とされています。

## エ 規 模

衛生組合では、本施設の規模を日量23トンとしています。この処理能力を満たす施設規模の建設に必要な建築面積は約2,350㎡、延べ面積は約3,740㎡、高さは22m以下と設計しており、本施設の建設に必要な用地が確保されています。

#### (4) 周辺環境への配慮

##### ① 生活環境影響調査結果と対策

小平・村山・大和衛生組合では、国が示す「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に示された調査項目（大気質、騒音、振動、悪臭及び交通量）の5項目を実施しました。なお、周辺住民から揮発性有機化合物（VOC）の漏洩による健康被害を懸念する意見があったことから、大気質にこの項目を加えて実施しました。

生活環境影響調査は施設稼働後における5項目の値を予測し、これを法令等に基づく環境保全目標と比較する形で行いました。その結果、周辺の生活環境への影響はいずれも軽微であり、適切な環境保全対策を講じることで生活環境の保全上の目標を達成できるものと評価しています。

##### ア 施設の稼働に係る大気質（施設稼働時の揮発性有機化合物（VOC））対策

予測では、微量の揮発性有機化合物（VOC）について、悪臭の除去と同様の活性炭吸着法で除去できることから、本施設の設計は、集じん器後に活性炭吸着塔を設け、悪臭物質と併せて揮発性有機化合物（VOC）の除去を行い、施設外への拡散を防止します。

##### イ 施設の稼働に係る騒音対策

予測では、建築仕様に対し特別な防音対策を行わない条件で行っているが、本施設の仕様については、騒音発生機器は各居室に収めるほか、機器を設置する居室に関しては、吸音材等を施工する等防音対策を行います。

##### ウ 施設の稼働に係る振動対策

予測では、建築仕様に対し特別な振動対策を行わない条件で行っているが、施設の仕様について、振動を発生する機器を設置する箇所は、独立基礎等により施設基礎部に振動の伝播がしづらい構造とします。

##### エ 施設の稼働に係る悪臭対策

臭気捕集と併せて揮発性有機化合物（VOC）対策も行うため、脱臭設備は、揮発性有機化合物（VOC）も捕集可能な活性炭吸着法等によるものを設置します。

また、本施設からの臭気の漏えいを防止するため、プラットホーム出入口扉には、エアーカーテンを設置します。

##### オ 廃棄物運搬車両に係る大気質、騒音、振動及び交通量対策

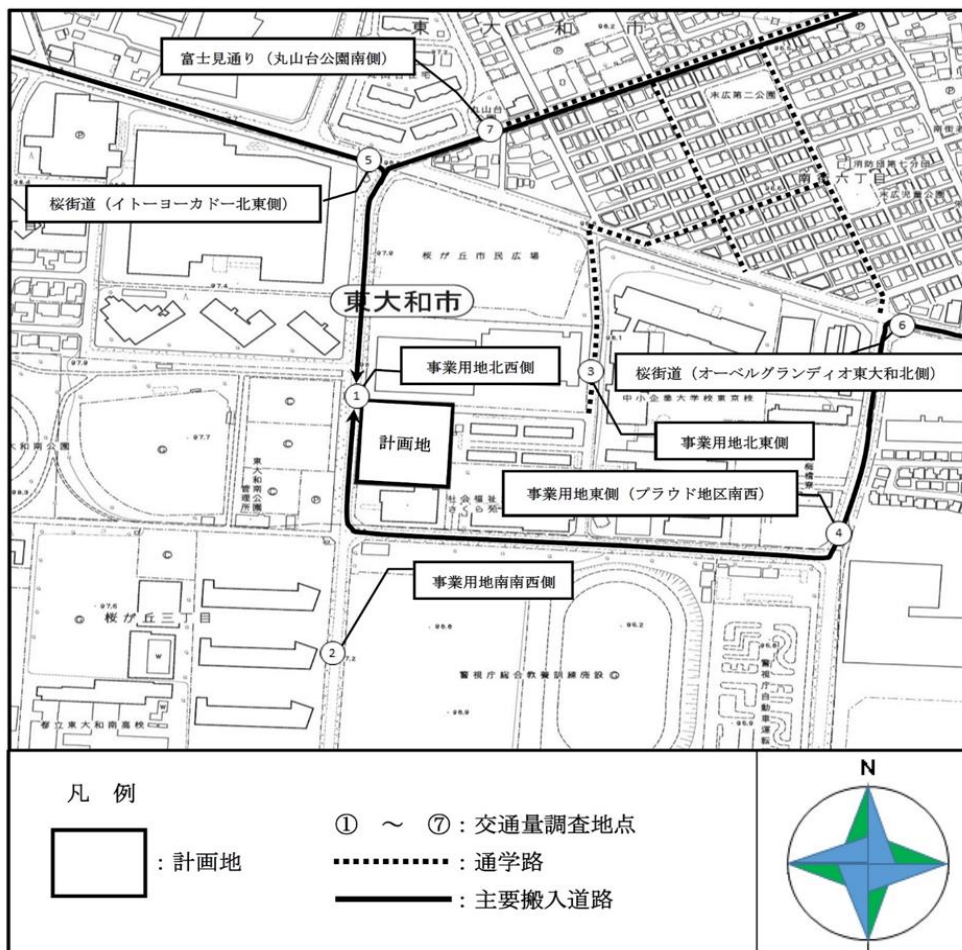
特定の曜日に搬入車両が集中することを避けるなど、計画的な搬入を行うものとするほか、搬入車両に対しては、法定速度の厳守、空ぶかしの防止等を励行します。

## ② 交通処理計画と安全確保

本施設の稼働に合わせて、各市の搬入車両が特定の日に集中しないよう搬入車両の平準化を行う予定であること、梱包品の搬出車両は、現時点で搬出先が未定のため走行ルートは決まっていますが、1日あたり2～3台程度であり、選別時に発生する残さ等の搬出車両は、1日に5～6台程度であるため、周辺道路への影響は軽微であると考えられます。

なお、周辺道路への交通負荷は軽微であると考えますが、通行車両の分散化を検討します。

交通安全対策としては、搬入・搬出車両とも、法定速度の厳守等、安全運転を徹底させるとともに、車両の公道待機の発生を防止し、本施設からの車両出口に回転灯を設け、歩行者及び通行車両に注意喚起するなどの対策を講じます。



## (5) 法令への適合

廃棄物処理施設を整備する場合、廃棄物処理に関する関係法令の規制をはじめ、都市計画法等土地利用上の規制や騒音規制法等の公害防止関係の規制の適用を受けます。

また、都市計画手続きにおいては、都市計画法及び東大和市街づくり条例が適用されます。

本施設は、これらの法令に適合しています。